



人権教育

啓発作品展を開催

摂津市人権協会では摂津市人権教育研究会との共催事業として「人権教育啓発作品展」を世界人権宣言が採択された日であります12月10日の「人権デー」に合わせて毎年開催しています。今年度は令和6年11月30日(土)と12月6日(金)の一週間、「コミュニティプラザ」で開催しました。

今回も摂津市立こども園、小・中学校をはじめ、ひびきはばたき園・みきの路・ハッピーワールド・大阪府立摂津支援学校・摂津地区人権推進企業連絡会加盟の市内企業から人権をテーマに、みんなで考え取り組まれた120点を超える作品を出展いただきました。

日々の生活や体験など、様々な場面で「人権」の視点から感じたこと、学んだことをクラスや学年全体で制作物としてまとめられたものや、絵画や標語



等様々な形で個人が表現されたもので、その作品から、制作に携わったみなさんの人を思いやるやさしい心が伝わってきます。

摂津市人権教育研究会からは『日

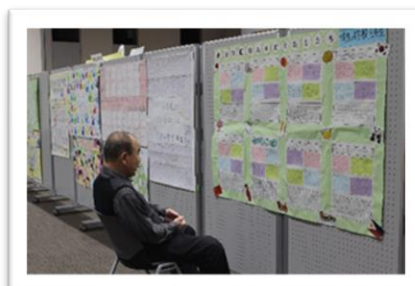
常の生活を「人権」という視点でみつめ直し、心に感じたこと、考えたことを作品にして、社会に発信していこうという思いから、市内学校園に「人権教育啓発作品展」への参加をよびかけています。それぞれの学校では、子どもたちの現実をみつめ、お互いの人権を尊重することをめざして、日々取り組んでいます。人権教育は普段は意識しにくいかもしれませんが、いつでもそこにあるものです。この人権教育啓発作品展への出展をきっかけに、自分たち一人ひとりがかけがえのない存在であること、それぞれが自分らしく生きる権利があることを再確認してくれることを願っています。』と、子ども達の人権に対する意識の芽生えや人を思いやる優しい心を養う場として作品展に取り組

まれています。

なお、小中学校から出展いただいた作品は全体の展示後、各中学校区において地域の公民館や集会施設で「校区作品展」として開催されました。

人権教育啓発作

品展を通じて、人権を自分自身にかかわる身近な問題として気づき、一人ひとりの人権を尊重する意識の醸成につながることが願っています。



全国研究集会に参加

昨年11月19日、20日の二日間、神戸市において部落解放研究第57回全国集會が開催されました。この研修会には37都府県から3373人が参加されているとの発表があり、同和問題や人権課題への関心の高さがうかがえます。初日は内閣府障害者政策委員会委員である玉木幸則さんの記念講演と被災地NGO協働センター顧問の村井雅清さんから「阪神淡路大震災から30年



を迎えるにあたって新たに学ぶことについて」の地元報告講演がありました。二日目は様々な人権問題、啓発課題、冤罪防止などテーマごとに第1分科会から第5分科会にわかれての講習です。当協会からは3人の委員が参加し、それぞれテーマの異なる分科会に出席しました。

また、2月4日、5日の二日間、奈良県橿原市において第39回人権啓発研究集会在開催され、当協会からは5人の委員が参加しました。本研修も様々な人権課題をより詳細に理解するためテーマごとに分科会が設けられ、深く掘り下げたい分野や新しい知識の習得のため、委員それぞれが関心のある分科会に参加しました。

いずれの研修も専門分野の講師によりそれぞれの課題の歴史から最新の情報まで詳しく説明され、参加者は一言一句聞き漏らさないよう熱心に聴講されていました。

研修で学んだ知識や新たな情報を今後の活動に生かせるようフィードバックし、さらなる人権啓発の推進に取り組みまいります。



会員寄稿



人権協会会員から寄せられた人権に関するそれぞれの思いや日々のささいな出来事、関心事を掲載するコーナーです。

第一回は五中校区推進員会委員長の吉岡安義さんからの寄稿をお届けします。

【「区別と差別について」

私は小学生等に、人権尊重という言葉の「人権」について聞かれたらまず「区別」と「差別」の違いについて話すことにしています。それは区別と差別の違いが理解されていないと、たとえ人権侵害、すなわち差別されていてもそれは差別ではなく「区別や」と言われると反論できず泣き寝入りのしてしまう恐れがあるからです。



区別と差別の違いは二つあります。一つは漢字が違います。二つ目は、区別とは男と女というように区切ってわかることです。差別とは人と人との間に「差」をつけたり、上・下をつけたりすることと言えます。ところで男性と女性という場合、区切って分けているだけなので区別になります。女は「女」のくせに「...」といえは女性を見下していることになり、男性と女性の間には差をつけていることになるので区別ではなく

「差別」に入っていることになりえます。そして、逆に小学生等に私から質問を投げかけます。「ところで聞くけど、いじめは区別と差別のどちらに入るのかなあ」と尋ねます。いじめは「弱い者いじめ」の性質を持っています。だから区別と差別の違いの基本を理解していれば、いじめは「区別」じゃなくて「差別」ということになる子どもたちをはじめ誰であっても皆正しく答えてくれると私は思っています。

すべての日本国民に対する「生きるための権利」すなわち人権は、日本国憲法等で保障されています。人に対する差別は法律的には人権侵害をしている、あるいはされていることとなります。

以上、吉岡さんからの寄稿でした。吉岡さんからはもう一つ、別のテーマの寄稿を預かっておりますが、紙面の都合上、次の機会に掲載させていただきたいと思っております。みなさんからの人権に関するメッセージをお待ちしております。

人権に関するお話

『旧・優生保護法』について

※「旧優生保護法は憲法違反であり国に賠償を命ずる」(2024年7月最高裁判決)

〇旧・優生保護法とはどんな法律？

第一条に「この法律は、優生上の見地から

不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする」と書いてありました。これは、障がいや遺伝性の疾患を持つ人が子どもを産み育てることを否定し、本人の意思に関係なく強制的に不妊手術を行うよう定めた法律です。

この法律の下で、手術を受け、人生全般にわたる大きな被害を受けた人たちが数万人単位でいたにもかかわらず、2017年までほとんど知られずに来ました。皆さん一緒にこの事について考えてみませんか。



(NHK NEWS より)

○戦後日本で「優生保護法」が制定された

背景

1948年(国連で「世界人権宣言」が採択された年です)に、それまでの「国民優生法」の改訂版として「優生保護法」が国会にて全会一致で可決されました。誰一人反対していません。

戦後に人口が爆発的に増え(いわゆる団塊の世代)将来的には戦時中以上の食料不足が予想されることから、国は人口を抑制する必要があると考えたからです。

○どのような人が対象となった?

知的障がい・精神障がいのある人、当時遺伝性とされていたハンセン病など遺伝性疾患

のある人たちで、聴覚障がいのある人も、家族の意向で手術を強いられることがありました。また肢体不自由の女性は「生理をなくせば介護が楽になる」といった理由で子宮摘出手術を受けさせられたこともありました。

「同意のない手術」の件数は、1万6千人にも上ります。記録が残っていない手術もあり、実数はこれ以上と言われています。

○沈黙を破って〜2018年からの裁判

・2018年1月、宮城県の女性が声を挙げました。「15歳の時に何も知らされず手術を受け、大きな被害をこつむった」として、国を訴える裁判を起こしました。20歳の頃に、縁談がありました。子どもが産めない」という理由で破談になりました。この裁判が大きく報道され、「自分も被害者だ」と気づき、名乗りでる人が増えました。しかし、国民は大きくは注意を払っていません。

その後の裁判で「憲法違反」であることは認められたものの、損害賠償は認められませんでした。2024年7月3日の最高裁判決で遂に勝訴します。

・「個人の尊厳と人格の尊重の精神に反する」、除外期間は「著しく正義・公平の理念に反する」として、旧優生保護法は違憲とし、国の賠償責任を認める判決が、出されました。

○優生保護法が無くなってはまだ続く

差別行為

・北海道のとある社会福祉法人が運営する

グループホームで結婚や同棲を希望する知的障がい者が不妊手術を受けていたことが、明らかになりました。強制ではないと関係者は話しますが、障がいのある人が家族をつくること、子どもを産み育てることに対する拒否感、いまだに私たちの社会にありはしませんか。また、人目を気にして被害を受けた方が請求をためらう実態もあります。

誰もが自分の意志で自分の幸せの形を決め、実現できる社会を私たちは築くことができると思います。いかがでしょうか。

旧優生保護法による優生手術・人口妊娠中絶などを受けた方とご家族へ

対象となる方に補償金等が支給されます。請求期限は令和12年1月16日までです。

詳しくはごども家庭庁の特設ホームページ等をご覧ください。

お知らせ

2025(令和7)年度 定例総会

日程 5月13日(火)
午後1時30分~
場所 コミュニティプラザ
次第
第一部 総会
第二部 記念講演会
「人権獲得の歴史と共生
のまちづくり」(仮題)
講師 佛教大学教育学部
教授 後藤直さん

校区活動報告

地域での活動を効果的に進めていくため各中学校区に校区推進委員会を設置し、地域に密着した啓発活動を推進しています。

◎一中校区・二中校区

12月8日、一中・二中校区合同の人権バス研修で岡山市の洪染一揆資料館を見学しました。江戸時代末期、岡山藩は部落民衆だけに紋付や柄物の着物を着ることを禁止し藍染めや渋染めに限るよう命じる御触書を出しました。撤回を求めて領内53の部落が団結して立ち上がり千五百人が集まり一揆を起こしました。全く武器を持たず。そして、6人が獄死するという大きな犠牲を払いながらも御触書は空文化され部落民衆の要求は実質的に認められました。見学に先立つ岡山市人権啓発センターの方の講演により、洪染一揆がいかに組織的で大規模な闘いだっただかを改めて学びました。



◎三中校区

1月30日、「世界津波の日」の淵源となった、「稲むらの火の館」に参りました。安政南海地震（1854年）の際に広川町の実業家・浜口梧陵が稲むらに火をつ



け、村人を高台に導いた、濱口梧陵の防災精神や、人命尊重の精神をふまえ、来たるべき津波災害から大切な生命やくらしを守ることを学びました。

◎四中校区

12月8日（日）別府コミュニティセンターで「ダンスと歌でつながる人権」を開催し、当日は子育て世代を含め多くの方に参加いただきました。今回は、四中校区にも様々な外国籍を超えた地域とのつながりがあることから、親子リトミック&ダンスの発表と合わせて女子バスケットボールの馬瓜エブリン選手からのメッセージ動画などをミックス鑑賞しました。

歌声ひろばでは、参加者に思い出の歌と歌にまつわるエピソードを募集、アコーディオンの伴奏で楽しく歌いました。

◎五中校区

11月16日（土）、五中校区でバス研修を実施しました。

研修先は神戸市にある阪神淡路大震災記念「人と防災未来センター」です。道中、行きも帰りもバス車内で人権ビデオ研修を行いました。人と防災未来センターでは、被災者の語り部研修を30分受けた後、大型スクリーン



で震災当時のすさまじさを特撮とCGを使って再現された映像と音響を体感、震災の恐ろしさを本当に痛感させられました。私達一人ひとりが震災被害の軽減のため、何をすべきかを深く教えられた研修となりました。



人権なんでも相談（電話・面接）

☎ 06 - 6383 - 1011

◆日時 毎週月曜日～金曜日
午前10時～午後4時

◆場所 摂津市役所4階 人権女性政策課

一入会のご案内

摂津市人権協会は、人間尊重のまちづくりをめざし、摂津市とともに地域に根ざした活動している団体です。各中学校区の皆さんが、自由な発想のもとに人権意識を高めるための講演会・研修会等を開催し活動しています。地域での人権の輪を広げる活動と一緒に参加してみませんか。 ※入会金不要

摂津市人権協会事務局

（摂津市役所 人権女性政策課内）

☎ 06 - 6383 - 1324